

入札説明書

1. 競争入札に付する事項

- (1) 契約件名 七本部ほか3箇所職員一般・特別定期健康診断（単価契約）（電子入札対象案件）
- (2) 内容 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和9年3月31日
- (4) 履行場所 第七管区海上保安本部が指定する場所
- (5) 電子調達システムの利用

本案件は、証明書等の提出、入札及び契約を電子調達システムで行なう。なお、電子調達システムにより難しい場合は、「紙入札方式参加願」を提出するものとする。

2. 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。（なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 第七管区海上保安本部から指名停止の措置を受け、指名停止期間中でない者であること。
- (4) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、九州、沖縄地域又は中国地域の競争参加資格を有する者で「役務の提供等」B又はC等級に格付けされた者。

3. 契約条項等を示す場所

北九州市門司区西海岸1-3-10
第七管区海上保安本部 経理補給部 経理課
第七管区海上保安本部ホームページ
<https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/keiyaku/>

4. 仕様説明・証明書等受領・入札・開札の時期及び場所

- (1) 仕様説明会 実施しない。
- (2) 電子調達システム及び紙入札方式による入札書類データ（証明書等）の受領期限
令和8年4月1日 17時00分
- (3) 電子調達システム及び紙入札方式による入札書受領期限
令和8年4月2日～令和8年4月8日 17時00分
- (4) 入札、開札
令和8年4月9日 13時15分
北九州市門司区西海岸1-3-10 第七管区海上保安本部 8階入札室
- (5) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先
電子調達システム
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz>
問い合わせ先 電子調達システムヘルプデスク
TEL 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

5. 入札保証金及び契約保証金 免除

6. 入札の無効

本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の入札及び第七管区海上保安本部入札・見積者心得書、その他に関する条件に違反した入札は無効とする。

7. 入札の方法

当該入札の執行において入札執行回数は、原則として2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。

8. 開札

(1) 電子調達システムによる場合

- ① 開札は、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- ② 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。
ただし、天災等により支出負担行為担当官等がやむを得ないと認めた場合には、支出負担行為担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

(2) 紙による場合

- ① 開札は、原則として、入札者又はその代理人が出席して行うものとする。
この場合において、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札等執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- ② 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、原則として引続き再度入札を行う。(この間、開札場への入退室はできない。)
なお、入札者又はその代理人が出席しない場合は、再度入札を辞退したものとする。
ただし、天災等により支出負担行為担当官等がやむを得ないと認めた場合には、支出負担行為担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書等を提示しなければならない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- ⑤ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、支出負担行為担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

9. 落札者の決定方法

- (1) 第七管区海上保安本部入札・見積者心得書による。
- (2) 予定数量に対する総価で行う。落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10. 契約書作成の要否 要(ただし、契約金額が250万円に満たない場合は省略することがある)

11. 仕様書等交付の期間及び場所

令和8年3月18日～令和8年4月1日 17時00分

(1) 仕様書交付場所

第七管区海上保安本部 総務部 厚生課

(2) 証明書交付場所

第七管区海上保安本部ホームページに掲載した入札説明書をダウンロードすることにより交付に代える。

12. 入札の申込み

電子入札の場合

上記4(2)の受領期限までに、必要な証明書等(競争参加資格結果通知書の写し、入札参加確認書)の入札書類データを電子化したものを添付資料に登録し、上記4.(5)に示すURLに提出する。提出された内容に間違いがなければ、後日、「証明書等受付通知書」が電子調達システムにより送信される。

紙入札の場合

上記4(2)の受領期限までに、必要な証明書等(紙入札方式参加願、競争参加資格結果通知書の写し)を第七管区海上保安本部入札・見積者心得書第4「入札等に関する事項」により作成のうえ下記13の場所に提出する。

入札参加資格が認められない場合は別途通知する。

なお、いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する支出負担行為担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

電子調達システムによる添付資料

電子調達システムによる添付資料の形式は、次のいずれかの形式で作成し提出すること。

- ・一太郎
- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel
- PDFファイル
- 画像ファイル JPEG形式
- 圧縮ファイル LZH 又はZIP形式

1 3. 契約及び入札に関する問い合わせ先

第七管区海上保安本部 経理補給部 経理課 入札審査係
電話 (093) 321-2931 内線2225

1 4. 仕様内容に関する問い合わせ先

第七管区海上保安本部 総務部 厚生課
電話 (093) 321-2931 内線2154

1 5. 代金支払時期 検査合格後、請求書を受領した日から30日以内

1 6. 既済既納部分払 有

1 7. 入札書提出にかかる委任

代表者から委任を受けた者が入札を行う場合は、入札参加手続きまでに委任状を提出すること。（ただし、既に期間委任状を提出している場合は、当該年度に限りこれを省略することができる。）

なお、期間委任状により代理人を選任している場合、都度委任状にて新たに代理人を選任することは認めない。

1 8. 入札書・委任状等の書式

次のURLアドレスから、適宜ダウンロードし作成すること。

なお、ダウンロードできない場合は、事前に、上記13の担当係に申し出ること。

<https://www.kaiho.mlit.go.jp/07kanku/keiyaku/>

1 9. 違約金に関する特約条項の適用について（談合等不正行為があった場合の違約金等）

(1) 談合等不正行為があった場合の違約金等については、契約締結業者（以下「受注者」という。）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、支出負担行為担当官第七管区海上保安本部長（以下「発注者」という。）の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(2) 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

20. その他

(1) 書面により入札箱に投函された入札書については、第七管区海上保安本部入札見積者心得書第6条各号に該当するものを除き、投函された入札書は有効な入札書として取り扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札書の無効の訴えは提訴できないものとする。また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止措置を講じられるので注意すること。

(2) 入札が不調となった場合、再度入札に移行するが、再度入札の時間については、不調が判明してから約30分後に実施する旨、当本部から再入札通知書を送信するので、システム内の通知は必ず確認すること。なお、紙入札と電子入札が混在する場合があるため、開札処理に時間を要し、予定時間を大幅に超える場合があるので、注意すること。また、紙入札業者は、入札会場で待機すること。原則として退室は認めない。

(3) 電子入札業者は、証明書等必要書類を電子調達システムにて送信するが、各段階においてその都度、当本部から送信者に対し、通知書及び受付票等を発行するので必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利な取扱いを受ける場合がある。

(4) 「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

(5) 本調達は、令和8年度予算の成立を条件とする。